

ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例に基づく違反事業所の公表内容

被処分者	名 称	有限会社オートパーツキソザキ（代表者 森 秀樹）
	所 在 地	名古屋市南区寺崎町1番2号
違反事業所	名 称	有限会社オートパーツキソザキ
	所 在 地	愛知県愛西市鵜多須町神明西3番地2
処 分 年 月 日		令和8年6月4日
行政処分の内容		自動車解体業の事業停止60日間 令和8年6月12日から令和8年8月10日まで
根 拠 法 令		ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例 第10条第1項第2号（自動車解体業の停止命令等）
処 分 者		愛知県公安委員会